

県営住宅補欠入居者募集について

【ダイジェスト版】

令和7年1月

愛媛県中予地方局 建築指導課

愛媛県営住宅管理グループ

1. 受付の目的

県営住宅に空き家が生じた時、入居できる補欠入居者の順位を決めるため。

2. 受付対象住宅の種別

① 一般住宅・・・特定目的住宅を除く住宅

② 特定目的住宅

愛媛県においては、住宅困窮度の特に高いと思われる世帯（災害被災者、DV被害者、ハンセン病患者、障害者、老人、母子・父子、子育て、若年夫婦、多子、大家族、犯罪被害者等世帯）の入居を優先するため、原則として4階建以上の建物の1階及び2階の住宅（長屋建て建物は両端の住宅、3階建て建物は1階の住宅）を特定目的住宅として指定しています。（ただし、高齢者又は身体障害者で2階以上では団地生活が困難と認められる方のみ1階の住宅への申し込み可）

3. 受付対象の建物概要

① 建物概要は、別紙に記載しています。

② 県営住宅駐車場は有料となっています。駐車場を利用する場合は、各団地で設置している駐車場管理組合等に参加して、利用申込みしてください。（一部の団地を除く。）

③ 家賃は、毎年度入居者の収入申告（前年度の所得額）に基づき決定します。

④ 家賃のほかに別途共益費（外灯、汚水処理費等）が必要です。

4. 入居申込資格 [①～④全てに該当する方]

① 現に同居、又は同居しようとする親族があること。

婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、婚姻予定の方（申込時から3か月以内に結婚する方）を含みます。

次に該当する方は単身者でも申込みできます。

（ア～コの要件のうち1つでも該当すれば申込みできます）

ア	60歳以上の方	
イ	身体障害者	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳1級～4級
ウ	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく1級～3級
エ	知的障害者	療育手帳の交付を受け得る程度
オ	生活保護法に規定する被保護者	
カ	戦傷病者手帳の交付を受けている方	
キ	原子爆弾被爆者	厚生労働大臣の認定を受けている方
ク	海外引揚者	引き揚げた日から5年未満の方
ケ	ハンセン病療養所入所者等	
コ	DV被害者	裁判所の保護命令書や、婦人相談所等の証明書のある方

※不自然に世帯を分離して申し込むことはできません。

※単身者のうち、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方については、別途相談させていただきます。

② 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

持ち家のある方や公営住宅に住んでいる方は、原則として申込資格はありません。

ただし、公営住宅に住んでいる方で家族数に対して著しく狭い、高齢や障害で階段の昇降が困難など特別な事情のある方は申込みできる場合もありますので別途相談させていただきます。

③ 入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

- ④ 入居申込者及び同居しようとする親族の収入（公営住宅法に規定する月額所得）が収入基準に適合すること。

【入居収入基準】

世帯全員の1年間の総所得金額を合算して計算した世帯の月収額（月所得額）	
一般世帯の場合	158,000円/月 以下
高齢者・子育て・障害者等世帯の場合（注1）	214,000円/月 以下
特定公共賃貸住宅（牛淵団地のみ）	158,000円/月 以上 487,000円/月 以下

※入居後3年を経過した時点において月所得額がそれぞれ158,000円（一般世帯）214,000円（高齢者・子育て・障害者世帯等）を超えている場合、収入超過者となり、家賃が大幅に上昇することをご理解ください。

※申込時点で、「退職予定による収入減見込」等は認められません。

（注1） 高齢者・子育て・障害者等世帯

高齢者世帯	入居申込者が60歳以上で、かつ同居者が60歳以上又は18歳未満のみで構成される世帯
子育て世帯	同居者に小学校就学前の子供がいる世帯
障害者世帯	身体障害者福祉法に基づく身体障害者1～4級の方 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者1～2級の方 知的障害者福祉法に基づく知的障害者重度、中度の方
その他	ハンセン病療養所入所者等、戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯など

【月所得額計算式】

収入ではなく所得にて計算し、失業給付金、生活保護法による扶助費、非課税の恩給及び年金（遺族年金等）等は、所得とみなされません。

月所得額＝

$(\text{本人の年間所得金額} + \text{同居親族の年間所得金額} - \text{控除額合計}) \div 12$

控除の種類と控除額（詳細は係員にお尋ね下さい）

控除の種類	控除額(／人)	備 考
扶養親族控除	38万円	申込者を除く同居親族若しくは別居扶養親族1人につき
老人扶養控除	10万円	70歳以上の老人の扶養
特定扶養親族控除	25万円	16歳以上23歳未満の親族の扶養
寡婦控除	27万円	本人所得より控除、27万円未満はその額
ひとり親控除	35万円	本人所得より控除、35万円未満はその額
障害者（一般）	27万円	療育手帳B 身体障害者手帳3～6級 精神障害者保健福祉手帳2～3級
障害者（特別）	40万円	療育手帳A 身体障害者手帳1～2級 精神障害者保健福祉手帳1級
振替基礎控除	10万円	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方 10万円未満はその額

5. 入居手続

案内後、入居資格要件を満たしていることを確認できた場合には、こちらからの連絡に基づき、請書を提出していただきます。請書の連帯保証人1名については、愛媛県に在住し独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた方と同程度以上の収入を有する方でお願いしています。

6. 申込時に必要な書類

- ① 県営住宅入居申込書
 - ② 「入居資格自己チェックリスト1 入居資格」
 - ③ 「入居資格自己チェックリスト2 優遇入居資格」
 - ④ 誓約書・同意書
- ※1 申込書に、「入居資格判定時（許可時）に優遇世帯になる予定」として記入することは認められません。
- ※2 優遇入居資格について、60歳以上の年齢要件は抽選日現在、それ以外の資格は申込日現在で記入してください。

7. 申込受付期間・場所

- 申込受付期間 令和7年2月3日(月)～2月10日(月)の期間で、
8時30分～17時00分まで（ただし土曜、日曜は除く）
申込受付期間中に申し込みをしていなかった方は、抽選を受けることができません。
郵送での申し込みは受付できません。
随時の受付は抽選日の翌日から始まりますので、その時期に申し込みをして下さい。
- 申込受付場所 **愛媛県中予地方局 7階ロビー（松山市北持田町132番地）**
※受付期間中は混雑が予想されますので、自家用車での来庁はご遠慮ください。

8. 抽選日及び抽選場所

- 日 時 令和7年3月5日（水）
- 場 所 愛媛県 中予地方局 7階大会議室（松山市北持田町132番地）
- ◆城北・城西地区、車椅子用住宅（9時30分～）
 - ◆城東地区（11時00分～）
 - ◆伊予地区・城南地区（14時00分～）
- ※ 当日、中予地方局の駐車場は利用できません。
- 公開での代表者による抽選とし、自由参加です。（参加者自身での抽選を行いませんので、抽選会へ必ずしも出席する必要はありません。）
なお、抽選結果は全申込者宅へ郵送いたします。

9. 入居順位の決定及び入居時期

抽選の結果により入居順位を決定し、空き家が生じた時点で抽選順位の上位者から順次入居案内をします。

ただし、公営住宅法第16条に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の除却等特別の事由がある場合、特定の者を優先して入居させることがあります。

入居案内後、入居資格審査のための必要書類を提出していただき、審査の結果入居資格要件を満たした場合のみ、請書（契約書）を提出後、県が指定する日から入居できます。

なお、入居資格要件は、入居案内時点で審査します。したがって、入居申込時点では入居資格要件を満たしていても、入居案内時点における入居家族の異動や収入変更等により入居できない場合がありますので、ご了解ください。（別添「入居資格を満たさない（入居できない）事例集」を参考にしてください。）

10. 申込書の有効期限

今回の公開抽選の日から次の公開抽選日前日まで

11. その他注意事項

- ① 申込者及び同居親族に身体障害者、高齢者（60歳以上）がいる方で特に1階を希望する場合は、その旨申し出て下さい。
- ② 犬、猫等の飼育はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 入居後10日以内に移転後の住民票を提出していただきます。
- ④ 中予地方局管内の県営住宅では、平成22年度から民間事業者による指定管理者制度を導入し、「愛媛県営住宅管理グループ」が管理業務を受託しています。多様化する入居者の皆様のニーズに対して、今後も一層効果的かつ効率的な対応を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

ご不明な点がございましたら、下記へお問合せ下さい。

愛媛県営住宅管理グループ

〒790-0878 松山市勝山町2丁目21-5 久保ビル1階

【電話】089-998-6671

【ホームページ】 <http://www.midori-gr.com/ehimekenei/>



memo



愛媛県イメージアップキャラクター
みきゃん

県営住宅補欠入居者募集について

【 募 集 要 項 】

令和7年1月



愛媛県イメージアップキャラクター

みきゃん

愛媛県

こみきゃん

愛媛県

ダークみきゃん

愛媛県中予地方局 建築指導課

愛媛県営住宅管理グループ

管理グループHPはこちらから





1. 入居申込資格及び収入基準.....	P 2~4
2. 申込時に必要な書類.....	P 5~7
3. 申込受付期間・場所.....	P 7
4. 抽選日及び抽選場所.....	P 7
5. 入居案内について.....	P 8
6. 入居許可.....	P 8
7. 入居説明会.....	P 8
8. 入居申込み手続きの流れ.....	P 9
9. 入居後の注意事項について.....	P 10

●募集に関するお問い合わせは●

愛媛県営住宅管理グループ

【電話】 089-998-6671

【住所】 〒790-0878 松山市勝山町2丁目21-5 久保ビル1階

【ホームページ】 <http://www.midori-gr.com/ehimekenei/>

県営住宅 補欠入居者募集について

県営住宅に空き家が生じた場合の入居予定者をあらかじめ募集するものをいい、申込期間を定めて募集するものを「定期補欠入居者募集」、その他を「随時補欠入居者募集」といいます。

●定期補欠入居者募集

原則として年1回、申込受付期間を設定し受付を行い、公開抽選により団地ごとに入居予定順位を決定します。

●随時補欠入居者募集

申込受付は、抽選日の翌日から始まります。申込受付の順に、団地ごとに入居予定順位を決定します。

ただし、定期補欠入居者募集により決定された順位の次に続くものとなります。

1. 入居申込資格及び収入基準

次の①～④全てに該当する方が申込みできます。

① 現に同居、又は同居しようとする親族があること。

婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、婚姻の予定の方（申込時から3か月以内に結婚する方）を含みます。

次に該当する方は単身者でも申込みできます。

（ア～コの要件のうち1つでも該当すれば申込みできます）

ア	60歳以上の方	
イ	身体障害者	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳1級～4級
ウ	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく1級～3級
エ	知的障害者	療育手帳の交付を受け得る程度
オ	生活保護法に規定する被保護者	
カ	戦傷病者手帳の交付を受けている方	
キ	原子爆弾被爆者	厚生労働大臣の認定を受けている方
ク	海外引揚者	引き揚げた日から5年未満の方
ケ	ハンセン病療養所入所者等	
コ	DV被害者	裁判所の保護命令書や、婦人相談所等の証明書のある方

※不自然に世帯を分離して申込むことはできません。

※単身者のうち、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方については、別途相談させていただきます。

② 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

持ち家のある方や公営住宅に住んでいる方は、原則として申込み資格はありません。

ただし、公営住宅に住んでいる方で家族数に対して著しく狭い、高齢や障害で階段の昇降が困難など特別な事情のある方は申込みできる場合もありますので別途相談させていただきます。

③ 入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

④ 入居申込者及び同居しようとする親族の収入(公営住宅法に規定する月額所得)が収入基準に適合すること。

【入居収入基準】

世帯全員の1年間の総所得金額を合算して計算した世帯の月収額(月所得額)	
一般世帯の場合	158,000円/月 以下
高齢者・子育て・ 障害者等世帯の場合 (注1)	214,000円/月 以下
特定公共賃貸住宅 (牛淵団地のみ)	158,000円/月 以上 487,000円/月 以下

※入居後3年を経過した時点において月所得額がそれぞれ158,000円(一般世帯)、214,000円(高齢者・子育て・障害者世帯等)を超えている場合、収入超過者となり、家賃が大幅に上昇することをご理解ください。

※申込み時点で「退職予定による収入減見込」等は認められません。

(注1) 高齢者・子育て・障害者等世帯

高齢者世帯	入居申込者が60歳以上で、かつ同居者が60歳以上又は18歳未満のみで構成される世帯
子育て世帯	同居者に小学校就学前の子供がいる世帯
障害者世帯	身体障害者福祉法に基づく身体障害者1～4級の方 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者1～2級の方 知的障害者福祉法に基づく知的障害者重度、中度の方
その他	ハンセン病療養所入所者等、戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯など

【月所得額計算式】

収入ではなく所得にて計算し、失業給付金、生活保護法による扶助費、非課税の恩給及び年金（遺族年金等）等は、所得とみなされません。

$$\text{月所得額} = (\text{本人の年間所得金額} + \text{同居親族の年間所得金額} - \text{控除額合計}) \div 12$$

控除の種類と控除額（詳細は係員にお尋ね下さい）

控除の種類	控除額 (／人)	備 考
扶養親族控除	38万円	申込者を除く同居親族若しくは別居扶養親族1人につき
老人扶養控除	10万円	70歳以上の老人の扶養
特定扶養親族控除	25万円	16歳以上23歳未満の親族の扶養
寡婦控除	27万円	本人所得より控除、27万円未満はその額
ひとり親控除	35万円	本人所得より控除、35万円未満はその額
障害者（一般）	27万円	療育手帳B 身体障害者手帳3～6級 精神障害者保健福祉手帳2～3級
障害者（特別）	40万円	療育手帳A 身体障害者手帳1～2級 精神障害者保健福祉手帳1級
振替基礎控除	10万円	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方 10万円未満はその額



2. 申込時に必要な書類

- ① 県営住宅入居申込書
- ② 「入居資格自己チェックリスト1 入居資格」
- ③ 「入居資格自己チェックリスト2 優遇入居資格」
- ④ 誓約書・同意書

※優遇入居資格は、60歳以上の年齢要件は抽選日現在、それ以外の資格は申込日現在でご記入ください。

● 入居申込書の審査について

◆入居申込時（仮審査）

入居申込時の入居資格要件については、自己チェックリストによる入居申込時点での事実関係のみで判定し、婚約中で3か月以内の入籍予定を除き、「〇〇する予定」は認められません。

※「入居申込時点（仮審査）」で資格がないと申込みできません。

例）現在は30万円／（月・所得）の収入があり、3月末で定年を迎え無収入となる予定の方は申込みできません。

◆入居案内時（本審査）

抽選後、入居案内時に提出していただく必要書類（住民票、最新の年所得証明書等）により本審査いたします。

※「入居申込時点（仮審査）」では入居資格を満たしていても、「入居案内時点（本審査）」における入居家族の異動や収入増加等により、入居できない場合がありますので、ご了解ください。

例）申込時に無職だったが就職し、入居収入基準をオーバーすることになった方は入居資格がありません。

※ 別紙資料の <入居資格を満たさない（入居できない）事例集> を参照

◆優遇入居資格

入居申込時点（仮審査）で「優遇世帯になる予定」は認められず一般世帯扱いになり、空き家待ち期間中にそうなったとしても変更できません。

※入居資格自己チェックリスト2により自己判定していただく優遇入居資格のうち、60歳以上の年齢要件は抽選日現在、それ以外の資格は申込日現在での判定により、優遇世帯とならない場合は一般世帯扱いになりますので、あらかじめご了解願います。

例）現在は子供2人で7月に3人目の子供が生まれる予定の場合、多子世帯（子供3人）としての優遇世帯には該当しません。

● 募集停止団地

次の団地は、災害時の被災者用住宅や建替事業等のために、募集を停止しています。

城北・城西地区	城南地区	伊予地区
鹿峰団地	森松団地 2 階建	新川団地

● 地区別と団地について

- ・ 選択できる地区は、一地区のみです。
- ・ 同一地区内であれば複数団地の申込みが可能です。ただし、一番早く発生した空き住宅への案内となります。これを辞退した場合には、他の団地の住宅についても辞退したものとみなします。
- ・ 車椅子用住宅に限り、全地区の車椅子用住宅へ申込みできます。

● 1階住宅の申込みについて

60歳以上の方がいる世帯、又は身体障害者（1級から4級）がいる世帯で、2階以上では団地生活が困難と認められる場合のみ1階住宅の申込みができます。

● 単身者の申込みについて

申込可 (全住宅)	梅津寺団地・潮見団地・中須賀団地	城北・城西
	溝辺団地・牛湊団地（旧棟）・吟松団地	城東
	森松団地・石井団地（旧棟）・砥部団地（旧棟）	城南
	伊予・伊予第2団地	伊予
申込可 (住宅の指定あり)	朝美団地 1LDK、2DK	城北・城西
	西石井団地 2LDK・石井団地（7.8.9棟）1LDK・砥部団地（3.4.5.6棟）1LDK.2DK	城南
	久米団地 2LDK・三町団地 2LDK・牛湊団地（9.10.11棟）2DK・天神梅本団地 2DK	城東
	和泉団地	城南
申込不可		

● 連帯保証人について

人数

原則として、入居時に、1人の連帯保証人が必要となりますので、事前に連帯保証人予定者へ相談をしておいてください。（やむを得ず、条件を満たす連帯保証人が見つからない場合等は、別途御相談ください。）

連帯保証人の要件

原則として、愛媛県内に在住し独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた方と同程度以上の収入を有する方をお願いします。

※入居案内時に指定する期日までに使用請書が提出されない場合は辞退したものとみなします。

● 連絡先について

- 入居の案内は、申込書記載の連絡先に電話で行いますので、指定連絡先への連絡が困難と予想される場合は、他の連絡先も別途記入してください。
- 指定連絡先が変更になった場合には必ず連絡をしてください。
- 指定連絡先への連絡がつかず、入居案内ができなかった場合には、申込みを辞退したものとみなします。

3. 申込受付期間・場所

● 申込受付期間 令和7年2月3日(月)～2月10日(月)

8:30～17:00 (ただし土曜、日曜は除く)

- 申込受付期間中に申し込みをしていなかった方は抽選を受けることができません。
- 郵送での申込みは受付できません。
(随時申込の受付は抽選日の翌日から始まりますので、その時期に愛媛県営住宅管理グループで申込みをして下さい。)

※尚、受付期間中は混雑が予想されますので、自家用車での来庁はご遠慮ください。

● 申込受付場所 愛媛県中予地方局 7階ロビー(松山市北持田町132番地)

4. 抽選日及び抽選場所

● 抽選日時 令和7年3月5日(水)

城北・城西地区、車椅子用住宅	9時30分～
城東地区	11時00分～
伊予地区、城南地区	14時00分～

● 抽選場所 愛媛県中予地方局 7階大会議室(松山市北持田町132番地)

※当日、中予地方局の駐車場は利用できません。

- 公開での代表者による抽選としますので、自由参加です(参加者自身での抽選を行いませんので、抽選会へ必ずしも出席する必要はありません)。
なお、抽選結果は全申込者宅へ郵送いたします。
- 今回の受付期間を過ぎた場合は、今回の抽選順番の後の順番となります。
※申込書の有効期限は、今回の公開抽選の日から次回の公開抽選日前日までとします。
- 有効期限までに入居案内がなかった申込み者の入居順位は、有効期限満了と同時に失効します。それ以降も県営住宅に入居する意思のある方は、次回の申込受付の際に申込みいただき、抽選により新たな入居順位を決定することになります。

5. 入居案内について

抽選順位（優先入居順位を含む）により、申込み条件に合致した空き住宅が発生した場合、指定連絡先に電話等で入居案内をするとともに、入居資格審査のために必要な書類を提出していただきます。

入居案内した空き住宅を辞退した場合には、他の団地の住宅についても申込みは無効とします。

● 入居案内順位について

①入居案内は抽選順位の上位の方から案内します。特定目的住宅の場合には、優先対象者の中で抽選順位の上位の方から案内します。

※入居申込時に「優遇入居世帯」として申請していない場合は、入居資格審査（許可）時に状況が変化し、「優遇入居世帯」に該当しても、「一般入居世帯」として扱います。

②入居申込時に「優遇入居世帯」として申請しており、入居資格審査（許可）時点で、書類審査等により優先入居資格審査を満たしていない場合には、「一般入居世帯」として案内します。

③1階の住宅は、1階申込者の中で抽選順位の上位の方から案内します。

※このため、1階申込者は1階が空き家となるまで案内できません。

④大家族向住宅を申込まれた場合は、大家族向住宅に空き住宅が発生した時のみ抽選番号順に案内します。

※災害や建替事業等により、例外として抽選順位によらない場合がありますので、あらかじめご了解ください。

6. 入居許可

入居案内時点で審査（本審査）の結果、入居資格要件を満たした場合には、請書（契約書）の作成、入居説明日、入居許可日等について連絡をします。

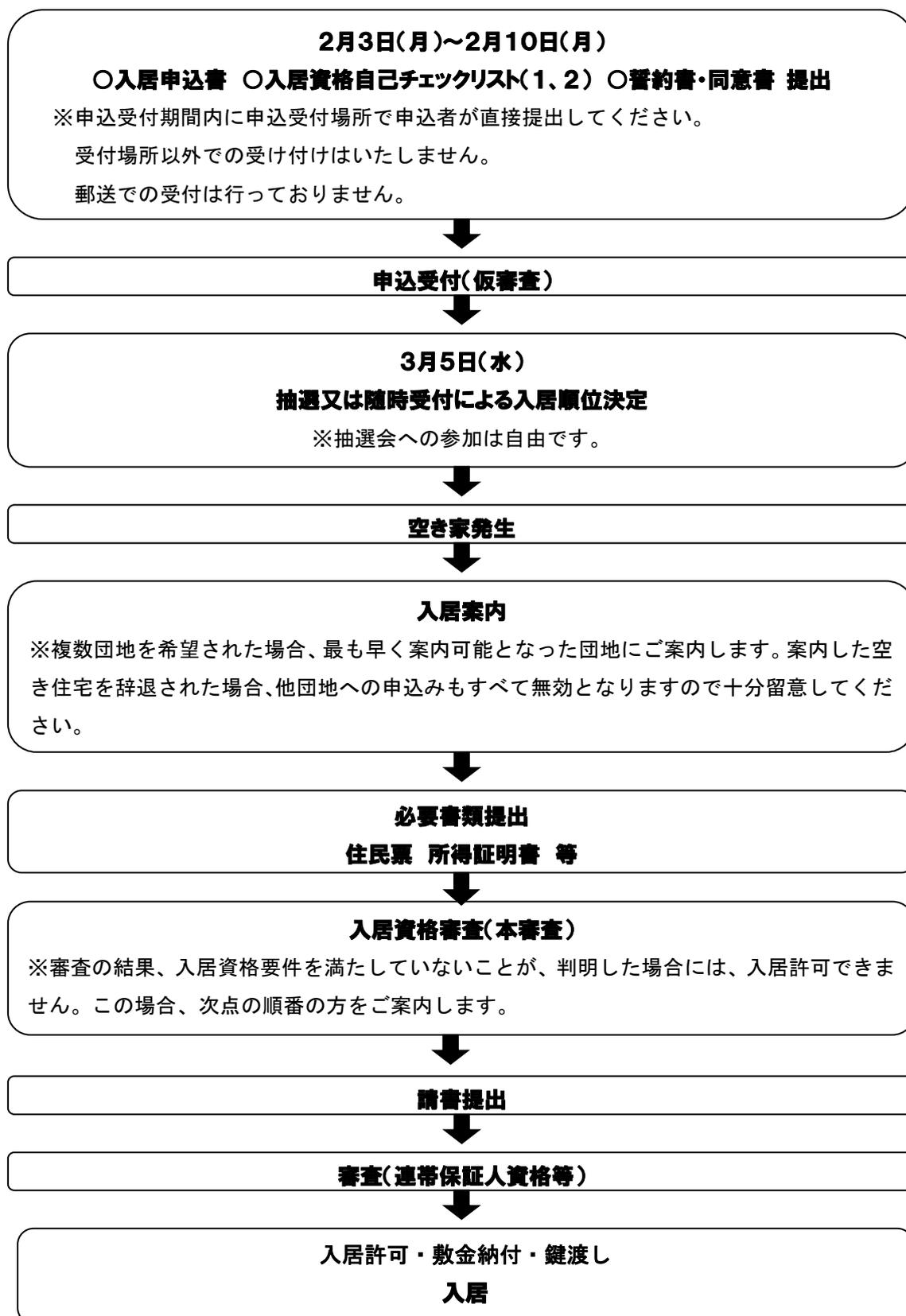
※入居資格審査の結果、申込記載事項の内容に変更（入居家族の異動や収入変更等）があり入居資格要件を満たさなくなった場合、入居はできません。

その場合、入居の権利は“次点の抽選番号の方に移ります”ので、ご了承ください。

7. 入居説明会

入居後の注意事項等について説明のため、入居許可者を対象に説明会を開催しますので、申込者又は同居予定者本人が出席してください。

8. 入居申込み手続の流れ



9. 入居後の注意事項について

- すみやかにご入居いただき、10日以内に移転後の住民票（入居者全員分）を提出していただきます。
- 入居後、収入超過となった方は、住宅の明渡し努力義務が生じ、民間借家相当の家賃を払っていただきます。
- 不正入居者、家賃滞納者、高額所得者などは住宅を明渡ししていただきます。

団地は、文字どおり共同生活の場であり、周囲の人に迷惑をかけないように、お互い助け合うという気持ちが必要です。住み良い居住環境をつくり、快適な生活を送っていただくため、入居した場合には次の事項を厳守するようお願いします。

○ 団地自治会への入会について

各団地では、入居者の親睦と福祉を目的として自治会を結成し、各種の親睦行事、広報伝達活動、子供会への援助、防犯・共益費の管理等重要な役割を果たしております。ぜひ入会をしてください。

○ 共益費等の支払いについて

家賃の他に外灯、汚水処理費、屋外散水費等の共益費が必要で、団地自治会が徴収しております。この徴収の仕事については、今後入居される方にも当番制で順番がまわって来る団地もありますので、協力してください。

○ 団地内大掃除について

団地では、年に数回団地内の環境美化のため、掃除を行っております。必ず参加をしてください。

○ 駐車場について

県営住宅駐車場は有料となっています。駐車場を利用する場合は、各団地で設置している駐車場管理組合等に加入して、利用申込みをしてください。

（一部団地を除く。）

○ 動物の飼育および菜園について

犬・猫等の動物の飼育は、鳴き声・におい・行動等が、他の入居者に迷惑をかけ、不快感を与える恐れがあるため、認めておりません。入居に際しては親戚などに預けるなどして、団地内では絶対に動物を飼わないでください。また、野良猫等に餌付けはしないでください。

団地内の共有地での植物の栽培はできません。

○ CATV

CATV 配線を設置するにあたり、既設の電話線配管に空きスペースがあり、CATV 関係業者により引き込むことが出来る場合は、承認できますが、配管に空きスペースがない場合等は承認できませんのでご了承ください。

○ インターネット(光ケーブル)

入居される住宅により、利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



愛媛県イメージアップキャラクター

みぎゃん

お　こ　と　わ　り

1. 次の団地に発生した空家については、被災者等の一時使用住宅・建替事業向け住宅として優先的に使用しますので、皆様にはその後に空いた住宅しかご案内できません。

ただし、優先戸数としては、

○熊本地震・西日本豪雨・台風 19 号 被災者向け、
ウクライナ危機に伴う避難民向け一時使用住宅

潮見団地　：　1 戸

中須賀団地　：　1 戸

溝辺団地　：　1 戸

牛湫団地　：　7 戸（旧棟 1 戸・特定公共賃貸住宅 6 戸）

森松団地　：　2 戸

砥部団地　：　3 戸（旧棟）

○建替事業向け住宅

中須賀団地　：　2 戸

を最大戸数とします。

第1号様式（第2条関係） 県営住宅入居申込書

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

令和 年 月 日

愛媛県中予地方局長 様

住 所 〒

（※アパート等は部屋番号まで記入してください。）

ふりがな

申込者 氏 名 ⑩

電話番号

（区分 自宅・勤務先・携帯電話）

（※昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください。）

※ 受付		※ 申 込 区 分	一 般		
希 望 事 項			特目 A	車椅子用	
住宅区分	一般県営住宅 ・ 特定公共賃貸住宅			シルバーハウジング	
地区別	伊予 ・ 城北城西 ・ 城南 ・ 城東			子育て世帯用	
団地名			特目 B	老人	
構造	高耐 ・ 中耐 ・ 簡2			心身障害者	
型 別	1LDK ・ 2DK ・ 3LDK			母子・父子	
※朝美 石井新 砥部新のみ				多子	
階 数	1階希望 ・ 有 ・ 無	大家族			
		DV被害者			
		子育て			
		若年夫婦			
		災害被災者・犯罪被害者・ハンセン病			
		単 身			

入居しようとする親族	申込者との続柄	ふりがな氏名	生年月日（年齢）	職業（勤務先名）	備考
	本人		年 月 日 (歳)		
			年 月 日 (歳)		
			年 月 日 (歳)		
			年 月 日 (歳)		
			年 月 日 (歳)		
			年 月 日 (歳)		
	合計	人	入居する親族以外の 扶養親族名	(歳)	(歳)

住宅を必要とする理由	※ 審 査	
	実態調査	
	判 定	

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 申込者の連絡先及び住宅区分の欄は、該当するものを○で囲むこと。

4 入居資格自己チェックリスト1（入居資格）を併せて提出してください。特目住宅Aへの入居資格があり、かつ入居を希望される方、又は特目Bへの優遇入居資格がある方は入居資格自己チェックリスト2（優遇入居資格）も提出してください。

■入居資格自己チェックリスト 1 (入居資格)

該当する項目にチェック をして下さい。

- ※1 の全ての要件を満たす必要があります。
- ※2 申し込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。
- ※3 優遇入居資格による入居を希望する場合（該当者のみ）は、必ず入居資格自己チェックリスト 2（優遇入居資格）も一緒に提出してください。提出が無い場合は、入居資格審査（許可）時点で、一般入居世帯として案内しますのでご注意ください。

このチェックリストにより入居資格があると申告された方は、入居申込を受付けます。抽選会等による補欠入居順位が到来し、入居案内を行う時に、入居資格の本審査を行います。その際には、住民票、所得証明等の入居資格審査用の書類を提出いただき、資格要件を満たした場合のみ、入居を許可することとなりますので、ご了承ください。

申込者氏名	
-------	--

い
ず
れ
か

{	<input type="checkbox"/> 同居親族がいる。（内縁関係に有る <small>い</small> るよび婚約者を含みます。）
	<input type="checkbox"/> 同居親族はいないが、下記の <small>い</small> ずれ <small>か</small> の要件を満たしている。 （該当する要件を○で囲んでください。）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60 歳以上 ・ 身体障害者の方（1 級～4 級） ・ 精神障害者の方（1 級～3 級） ・ 知的障害者の方（療育手帳の交付を受けうる程度） ・ 生活保護法に規定する被保護者等 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・ ハンセン病療養所入居者 ・ 原子爆弾被爆者の方 ・ 海外引揚者 ・ DV 被害者等
	<input type="checkbox"/> 入居申込者及び同居親族の収入が収入基準に適合する。（参考）
	<input type="checkbox"/> 現に住宅に困窮している。 （該当する要件を○で囲んでください。）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間賃貸住宅居住 ・ 親族の家に居住 ・ その他（詳しく記入して下さい。）
	※持ち家や公営住宅に居住している方は入居資格がありません。
	<input type="checkbox"/> 入居申込者及び同居親族は暴力団ではない。

（参考）所得月額が次の額以下であること

一般世帯	158,000 円／月以下
高齢者・子育て・障害者等（裁量世帯）	214,000 円／月以下

所得月額（本人の年間所得金額＋同居親族の年間所得金額－控除額合計）÷12

控除の種類と控除額

控除の種類	控 除 額	備 考
同居・扶養親族控除	1 人につき 38 万円	申込者を除く同居親族若しくは扶養親族の方
老人扶養控除	〃 10 万円	所得税法上の扶養親族で 70 歳以上の方
特定扶養親族控除	〃 25 万円	〃 16～22 歳の方
寡婦控除	〃 27 万円※	所得税法上の寡婦の方
ひとり親控除	〃 35 万円※	所得税法上のひとり親の方
障害者（一般）	〃 27 万円	障害者手帳 3～6 級
障害者（特別）	〃 40 万円	障害者手帳 1、2 級
振替基礎控除	〃 10 万円	給与所得または公的年金所得に係る雑所得がある方

※その人の所得から控除（寡婦控除は所得が 27 万円未満、ひとり親控除は所得が 35 万円未満及び振替基礎控除は所得が 10 万円未満の時はその額）

注）裁量世帯の区分や各種控除の詳細については、入居申込案内書を十分にお読みの上、記入をして下さい。

■入居資格自己チェックリスト 2 (優遇入居資格)

該当する項目にチェック を記入して下さい。

※1 申し込みをする際に、申込書と一緒に提出してください。(該当者・希望者のみ)

※2 優遇入居資格のうち、60 歳以上の年齢要件は抽選日現在、それ以外の資格は申込日現在で判定のうえ、ご記入ください。

このチェックリストにより、優遇入居資格があると申告された方は、入居案内を優遇入居ルールに基づき行ないます。

ただし、入居案内時の入居資格の本審査において、優遇入居資格を証明する書類を提出いただき、優遇入居資格が無いことが判明した場合は、優遇入居の案内を取り消し一般世帯としての入居案内に変更する場合がありますので、ご了承ください。

申込者氏名	
-------	--

(特定目的住宅 A への優遇入居資格)

車椅子用住宅 (次のいずれかに該当する方がいる世帯)

- 両下肢、体幹、もしくは移動機能等の障害の程度が 4 級以上で、現に車椅子を使用する必要がある方
- 身体の機能の障害を重複して有し、現に車椅子の使用が必要な方

シルバーハウジング住宅 (次のすべてに該当する世帯)

- ・ 60 歳以上の老人単身世帯又は老人のみからなる世帯若しくは、老人夫婦 (いずれか一方が 60 歳であれば足りる) のみからなる世帯
- ・ 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる者
- ・ 家族による援助が困難な者であること。

子育て世帯用住宅 (次に該当する世帯)

- ・ 18 歳未満の子がいる世帯
(入居継続可能期間：子 (末子) が 18 歳に達した後、最初の 4 月 1 日が到来するまで)

(特定目的住宅 B への優遇入居資格)

60 歳以上の方がいる世帯 (老人世帯)

次のいずれかの心身障害者がいる世帯 (心身障害者世帯)

- ・ 身体障害者福祉法に基づく身体障害者 (1 級から 4 級)
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者 (1、2 級)
- ・ 知的障害者福祉法に基づく知的障害者 (重度、中度)

ハンセン病療養所入所者等世帯

18 歳未満の子がいる世帯 (子育て世帯)

夫婦のみであり、いずれかが 39 歳以下の世帯 (若年夫婦世帯)

母子又は父子家庭の世帯 (母子世帯又は父子世帯)

18 歳未満の子供が 3 人以上いる世帯 (多子世帯)

DV 被害者世帯

入居者が 5 人以上の世帯 (大家族世帯)

災害被災者世帯

災害による全壊、半壊、床上浸水以上の水害被害に伴う取り壊し又は継続居住が危険な状態となるなどしてその住宅に住めなくなった世帯 (上記の被災に伴い仮住宅に居住しており、自宅がない又は自宅の再建や修復が困難で自宅に住めない世帯を含む。)

次の犯罪被害に該当する世帯 (犯罪被害者等世帯)

- ・ 犯罪により主たる収入者が亡くなった
- ・ 犯罪により住宅が著しく損壊し、居住し続けることが困難
- ・ 現在居住している住宅で重要犯罪 (殺人・強盗・放火・強姦・略取・誘拐・強制わいせつ) が行われた
- ・ ストーカー行為等により現在居住している住宅に居住することができない

県営住宅では、いわゆる住宅弱者を優遇入居世帯として、一般世帯より入居出来やすくなるよう配慮しています。(特定目的住宅)

特定目的住宅には、車椅子用住宅、シルバーハウジング住宅、子育て世帯用住宅、特定の世帯しか入居出来ない条件を付した住宅 (特定目的住宅 A)、その他住宅のうち優遇世帯向けの住宅として設定する住宅 (特定目的住宅 B) の 2 種類があります。【地方局、土木事務所単位では一部しかない場合があります】

誓約書・同意書

申込者及び同居しようとする親族は、県営住宅の入居申込にあたり、次の事項について誓約・同意します。

- 1 申込者及び同居しようとする親族は現在及び将来にわたって、暴力団員には該当しないことを誓約します。
- 2 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないことの確認のため、関係機関に照会されることに同意します。
- 3 入居後において、入居者（申込者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。

令和 年 月 日

申込者 _____ 印

以下の同居者が上記1～3のことを誓約・同意することに申込者が一切の責任を負います。

申込者 _____ 印

同居者 _____

同居者 _____

同居者 _____

令和7年 県営住宅受付対象の建物概要
 県営住宅設置設備・校区一覧

地区	団地	棟	風呂	網戸	給湯器	トイレ	EV設置	階層	耐震性 ○…耐震性有	校区		
										小学校	中学校	
城北・城西	朝美	1~2	○	○	○	洋式	○	6階	○	味酒小学校	城西中学校	
	梅津寺	1~2	×(設置可能)	○		和式・洋式 混在		4階	○	高浜小学校	高浜中学校	
		3~5	×(設置可能)				4階	○				
	潮見	1~2	×(設置可能)	○		和式・洋式 混在		5階	○	潮見小学校	鴨川中学校	
		3~7	×(設置可能)				5階	○				
中須賀	1~9	×(設置可能)			洋式		5階	○	河野小学校	北条南中学校		
城東	溝辺	1~50	×(設置可能)			洋式		2階		湯山小学校	湯山中学校	
	吟松	1~11	○			洋式		2・3階	○	桑原小学校	桑原中学校	
	三町	1~7	○			洋式		4階	○	北久米小学校	桑原中学校	
	久米	1~6	○			洋式		3階	○	北久米小学校	久米中学校	
	天神梅本	1	○	○	○	洋式	○	6階	○	小野小学校	小野中学校	
		2	○	○	○	洋式	○	6階	○	南吉井小学校	重信中学校	
	牛渕 旧	1~2	×(設置可能)			和式・洋式 混在		4階	○	南吉井小学校	重信中学校	
		3~8	×(設置可能)	○			4階	○				
		34~37	○				5階	○				
		38	○	○			○	5階	○			
		39	○				○	5階	○			
	40	○	○		○	5階	○					
牛渕 新	9~13	○	○	○	洋式	○	5・6・7階	○				
城南	和泉	1~8	○	○	○	洋式		3階	○	石井北小学校	椿中学校	
	西石井	1~3	○	○		洋式		3階	○	石井北小学校	南中学校	
	石井 旧	1~6	×(設置可能)			和式・洋式 混在		4階	○	石井東小学校	南第二中学校	
	石井 新	7~9	○	○	○		洋式	○	4階			○
	森松	9	×(設置可能)	○(南側)		和式・洋式 混在	和式		5階	○	浮穴小学校	南第二中学校
		10~13	×(設置可能)				5階	○				
		14	×(設置可能)	○			5階	○				
		15	×(設置可能)				5階	○				
		16~23	×(設置可能)				5階	○				
	砥部 旧	1	×(設置可能)			和式・洋式 混在		4階	○	麻生小学校	砥部中学校	
		2	×(設置不可)				4階	○				
		23~24	×(設置可能)	○			4階	○				
		37~38	×(設置可能)	○			4階	○				
40~41		×(設置可能)	○		4階		○					
砥部 新	3~6	○	○	○	洋式	○	10階	○				
伊予	伊予	1~3	○	○	○	洋式		4階	○	北山崎小学校	港南中学校	
	伊予第二	4~5	○	○	○	洋式		3・4階	○			

※ 校区に関してはこの限りでない場合があります。詳しくは教育委員会へお問い合わせください。

※ 風呂は、設置できない部屋と入居者負担で設置していただく部屋がありますのでご注意ください。

※ 鹿峰団地、森松団地の2階建、新川団地は現在募集を停止しております。

令和7年 県営住宅受付対象の建物概要

地区別	団地別	階層別	型別	居室数(畳)	住居面積 (㎡)	戸数	所在地
城北・城西	朝美	6階建	3LDK	6・6・5・LDK	71.2	23	松山市朝日ヶ丘2丁目3番32号
			2DK	6・6・DK	55.7	24	
			1LDK	8・LDK	43.2	12	
			2LDK(車椅子用)	8・4.5・LDK	76.3	1	
	梅津寺	4階建	3DK	6・6・3・DK	50.19	72	松山市新浜町甲1112番地2
			2DK	6・6・DK	44.06	48	
	潮見	5階建	3DK	6・6・3・DK	50.54～52.59	210	松山市吉藤4丁目
鹿峰	2階建	募集停止中					松山市久保430番地5
中須賀	5階建	3DK	6・6・4.5(3)・DK	52.59～64.24	255	松山市河野中須賀336番地	
	5階建	4DK(多家族向)	6・6・3・3・DK	66.04	5		
城東	溝辺	2階建	3K	6・4.5・4.5(3)・(D)K	53.46～59.22	371	松山市溝辺町乙7番地及び 松山市東野3丁目甲301番地
		2階建	4DK(多家族向)	6・4.5・3・3・DK	63.36～69.80	15	
	吟松	2～3階建	3DK	○	71.75～76.99	89	松山市畑寺1丁目
		3階建	2DK	6・6・DK	62.71	4	
		3階建	4DK(多家族向)	6・6・6・6・DK	91.27	4	
	三町	4階建	3DK	6・6・6・(5.5)・DK	75.88～77.01	120	松山市三町2丁目8番
		4階建	2LDK	6・6・LDK	69.12	16	
	久米	3階建	3DK	6・6・6・DK	78.01～81.55	81	松山市北久米町153番地
		3階建	2LDK	6・6・LDK	64.83	21	
	天神梅本(1号棟)	6階建	2DK	6・6・DK	55.40	12	松山市南梅本町甲1099番地2
		6階建	3LDK	6・6・5・LDK	71.20	18	
		6階建	2DK	6・6・DK	55.40	12	
	天神梅本(2号棟)	6階建	2LDK(車椅子用)	7・8・6・LDK	78.00	1	東温市北野田795番地1
		6階建	3LDK	6・6・5・LDK	71.20	17	
		5階建	3(L)DK	6・6・6・(L)DK	67.34(L)81.29	130	
	牛淵旧	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	62.77～76.69	90	東温市牛淵1957番地1
		4階建	3DK	6・6・3・DK	50.19	72	
		4階建	2DK	6・6(4.5)・DK	39.83～45.50	120	
		4階建	2DK	6・6・DK	55.60	23	
	牛淵新	5～7階建	2(L)DK	シルバーハウジング住宅	55.60～67.30	21	東温市牛淵1957番地1
5～6階建		3LDK	6・6・5・LDK	71.60	99		
6階建		2LDK(車椅子用)	7.8(6)・6・LDK	71.60～78.00	3		
6階建		4LDK(多家族向)	6・6・4.4・4・LDK	79.00	4		
6階建		3LDK	特定公共賃貸住宅	75.10	20		
城南	和泉	3階建	3DK	6・6・6・DK	79.56～82.70	108	松山市和泉南2丁目3番
	西石井	3階建	3DK	6・6・6(5.5)・DK	77.73～78.41	54	松山市西石井3丁目16番
		3階建	2LDK	6・6・LDK	69.03	6	
	石井旧	4階建	2DK	6・6(4.5)・DK	42.11～42.74	120	松山市東石井4丁目4番
	石井新	4階建	1LDK	8・LDK	43.92	12	松山市東石井4丁目5番
		4階建	2DK	6・6・DK	54.53	44	
		4階建	3LDK	6・6・5・LDK	69.34	27	
		4階建	2LDK(車椅子用)	8・4.5・LDK	69.34	1	
	森松	5階建	3DK	6・6(4.5)・4.5(3)・DK	46.93～58.74	460	松山市森松町324番地
		5階建	4DK(多家族向)	6・6・4.5(3)・3・DK	66.04～70.35	30	
		2階建	募集停止中				
	砥部旧	4階建	2DK	6・6(4.5)・DK	33.10～37.30	192	伊予郡砥部町高尾田323番地
	砥部新	10階建	1LDK	6・LDK	40.51	60	
			2DK	7.5・5・DK	54.55	110	
2LDK(車椅子用)			6.8・6・LDK	70.99	4		
3LDK			6・5.8・5.4・LDK	67.33	74		
3LDK			子育て世帯用住宅	67.33	20		
伊予	募集停止中					伊予市下吾川2000番地1	
	伊予	4階建	3DK	6・6・6・DK	76.05	16	伊予市尾崎206番地2
		4階建	3DK	6・6・5.5・DK	74.92	56	
	伊予第二	3階建	3DK	6・6・6・DK	79.56	28	伊予市尾崎210番地1

(注) 1. 「城東」「城北・城西」「城南」「伊予」4地区のうち一地区しか希望出来ません。

ただし、「城北・城西」地区の「鹿峰」、「城南」地区の「森松2階建」、「伊予」地区の「新川」については、募集を停止していますので希望することができません。

2. 単身入居者については、一部の団地の広い住宅への申込みはできません。

3. 一部の住宅については、老人(60歳以上)、母子・父子、多子、子育て、若年夫婦、障害者及びハンセン病療養所入所者等の各世帯が、優先的に入居できる特定目的住宅として取り扱っています。

4. 団地の希望は、同一地区であれば複数の団地を希望することができますが、一番早く空家が生じた団地に入居することになります。

5. 家賃は、毎年度入居者の収入申告(前年の所得額)に基づき決定されます。

令和6年度(R6年4月～R7年3月) 県営住宅の収入分位による家賃月額(目安)一覧表

参考

団地名 (建設年度)	建設年度	戸数	階層	型別	居室数(畳)	高齢者、子育て、障害者世帯(所得月額21万4千円以下)						
						一般入居者(所得月額15万8千円以下)				(単位:円)		
						0~104,000	104,001~123,000	123,001~139,000	139,001~158,000	158,001~186,000	186,001~214,000	
城北・城西地区	朝美EV付	H18	12	6階建	1LDK	8・LDK	16,300	18,800	21,500	24,200	27,700	32,000
			24	6階建	2DK	6・6・DK	21,000	24,200	27,700	31,300	35,700	41,200
			23	6階建	3LDK	6・6・5・LDK	26,800	31,000	35,400	40,000	45,700	52,700
			1	6階建	車椅子用	8・4.5・LDK	28,800	33,200	38,000	42,800	49,000	56,500
	梅津寺	S45~S46	72	4階建	3DK	6・6・3・DK	9,500~9,700	11,000~11,200	12,500~12,800	14,100~14,400	16,200~16,500	17,000~18,000
			48	4階建	2DK	6・6・DK	8,300	9,600	10,900	12,400	14,100	15,300
	潮見	S46~S48	210	5階建	3DK	6・6・3・DK	10,100~10,500	11,600~12,100	13,300~13,800	15,000~15,600	17,100~17,900	19,800~20,600
	中須賀	S49~S52	255	5階建	3DK	6・6・4.5(3)・DK	9,000~11,800	10,400~13,600	11,900~15,600	13,500~17,600	15,400~20,100	17,800~23,200
			5	5階建	多家族向	6・6・3・3・DK	11,600	13,400	15,400	17,400	19,800	22,500
	城東地区	溝辺	S51~S54	371	2階建	3K	6・4.5・4.5(3)・(D)K	13,200~15,000	15,200~17,300	17,400~19,800	19,700~22,400	20,900~25,600
15				2階建	多家族向	6・4.5・3・3・DK	15,700~17,300	18,100~19,900	20,700~22,800	23,300~25,700	24,800~26,800	24,800~26,900
吟松		S58~S59	89	2~3階建	3DK	6・6・6・DK	20,300~21,100	23,400~24,400	26,700~27,900	30,200~31,400	34,500~35,900	39,800~41,500
			4	3階建	2DK	6・6・DK	16,100	18,600	21,200	24,000	27,400	31,600
			4	3階建	多家族向	6・6・6・6・DK	24,500	28,200	32,300	36,400	41,600	48,000
三町		S62~S63	120	4階建	3DK	6・6・6(5.5)・DK	20,700~21,100	23,900~24,300	27,400~27,800	30,900~31,400	35,300~35,900	40,700~41,400
			16	4階建	2LDK	6・6・LDK	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800
久米		S60~S61	81	3階建	3DK	6・6・6・DK	20,300~21,200	23,400~24,500	26,800~28,000	30,200~31,600	34,500~36,100	39,800~41,600
			21	3階建	2LDK	6・6・LDK	16,400	18,900	21,600	24,400	27,900	32,200
天神梅本【松山】EV付		H14	12	6階建	2DK	6・6・DK	20,500	23,600	27,000	30,500	34,900	40,200
			18		3LDK	6・6・5・LDK	26,300	30,400	34,800	39,200	44,800	51,700
天神梅本【東温】EV付		H14	12	6階建	2DK	6・6・DK	18,500	21,400	24,400	27,600	31,500	36,300
			17		3LDK	6・6・5・LDK	23,800	27,500	31,400	35,400	40,500	46,700
			1		車椅子用	7.8・6・LDK	23,800	27,500	31,400	35,400	40,500	46,700
牛淵旧棟		S44~S46	72	4階建	3DK	6・6・3・DK	8,800~9,000	10,200~10,400	11,700~11,900	13,200~13,400	15,100~15,400	17,400~17,700
			120	4階建	2DK	6・6(4.5)・DK	6,700~7,700	7,700~8,900	8,900~10,200	10,000~11,500	11,400~13,100	13,200~15,200
	S53~S56	130	5階建	3(L)DK	6・6・6・(L)DK	15,000~17,600	17,400~20,300	19,900~23,300	22,400~26,300	25,600~30,000	29,600~34,600	
		90	5階建	3DK	6・6・4.5・DK	13,900~16,300	16,100~18,900	18,400~21,600	20,700~24,300	23,700~27,800	27,300~32,100	
牛淵新棟EV付	H11~H13	23	5~7階建	2DK	6・6・DK	18,700	21,600	24,700	27,800	31,800	36,700	
		99	5~6階建	3LDK	6・6・5・LDK	24,100~24,300	27,800~28,000	31,800~32,100	35,900~36,200	41,000~41,300	47,300~47,700	
		21	7階建	シルバーハウジング	6・6・(L)DK	18,800~22,800	21,800~26,300	24,900~30,100	28,100~34,000	32,100~38,900	37,000~44,800	
		3	6階建	車椅子用	7.8(6)・6・LDK	24,100~24,300	27,800~28,000	31,800~32,100	35,900~36,200	41,000~41,300	47,300~47,700	
		4	6階建	多家族向	6・6・4.4・4・LDK	26,600	30,700	35,100	39,600	45,200	52,200	
		20	6階建	特定公共賃貸住宅	6・6・5・LDK	-	-	-	-	65,000	65,000	

令和6年度(R6年4月～R7年3月) 県営住宅の収入分位による家賃月額(目安)一覧表

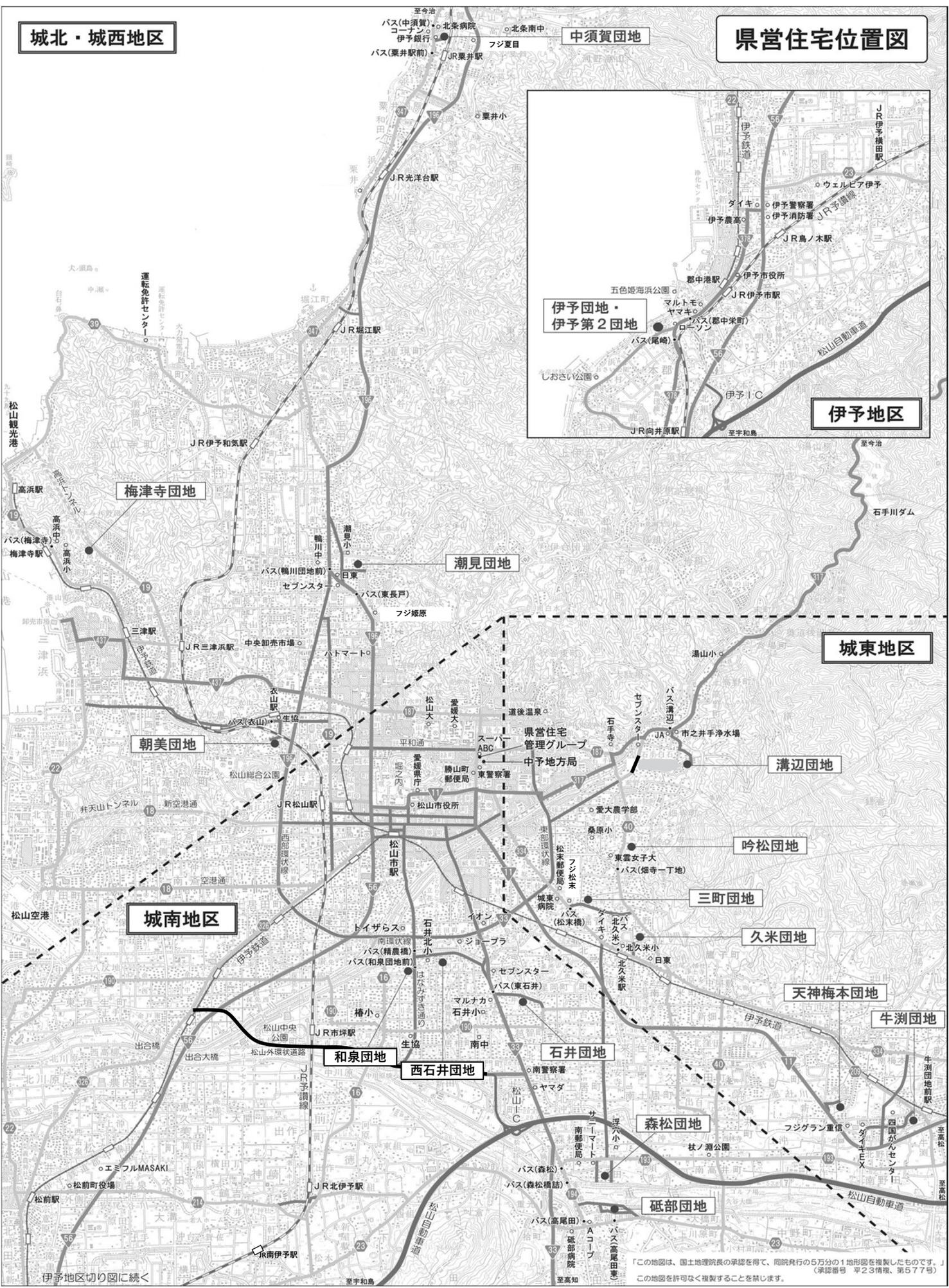
参考

団地名 (建設年度)	建設年度	戸数	階層	型別	居室数(畳)	高齢者、子育て、障害者世帯(所得月額21万4千円以下)						
						一般入居者(所得月額15万8千円以下)						
						0~104,000	104,001~123,000	123,001~139,000	139,001~158,000	158,001~186,000	186,001~214,000	
城南地区	和泉	H6~H7	108	3階建	3DK	6・6・6・DK	23,100~24,400	26,700~28,100	30,500~32,200	34,400~36,300	39,300~41,500	45,400~47,900
	西石井	H3	54	3階建	3DK	6・6・6(5.5)・DK	21,900~22,300	25,300~25,700	28,900~29,400	32,600~33,100	37,300~37,900	43,000~43,700
			6	3階建	2LDK	6・6・LDK	19,200	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600
	石井旧棟	S37~S39	120	4階建	2DK	6・6(4.5)・DK	6,400~7,400	7,400~8,500	8,500~9,700	9,600~11,000	11,000~12,600	12,700~14,500
	石井新棟 EV付	H15	12	4階建	1LDK	8・LDK	16,300	18,800	21,500	24,300	27,800	32,000
			44	4階建	2DK	6・6・DK	20,300	23,400	26,700	30,200	34,500	39,800
			27	4階建	3LDK	6・6・5・LDK	25,800	29,700	34,000	38,400	43,800	50,600
			1	4階建	車椅子用	8・4.5・LDK	25,800	29,700	34,000	38,400	43,800	50,600
	森松	S47~S50	460	5階建	3DK	6・6(4.5)・4.5(3)・DK	8,400~12,400	9,800~14,300	11,200~16,400	12,600~18,500	14,400~21,200	16,000~24,400
			30	5階建	多家族向	6・6・4.5(3)・3・DK	13,700~15,200	15,800~17,600	18,100~20,100	20,400~22,700	23,400~26,000	24,500~30,000
	砥部旧棟	S40~S43	192	4階建	2DK	6・6(4.5)・DK	5,400~6,900	6,300~7,900	7,200~9,100	8,100~10,300	9,300~11,700	10,700~13,500
	砥部新棟 EV付	H22~H28	60	10階建	1LDK	6・LDK	13,200~13,500	15,300~15,600	17,500~17,900	19,700~20,200	22,500~23,100	26,000~26,600
110			10階建	2DK	7.5・5・DK	17,800~18,200	20,600~21,100	23,500~24,100	26,500~27,200	30,300~31,100	35,000~35,800	
74			10階建	3LDK	6・5.8・5.4・LDK	22,000~22,400	25,400~25,900	29,000~29,600	32,800~33,400	37,400~38,100	43,200~44,000	
20			10階建	子育て世帯用	6・5.8・5.4・LDK	22,600	26,100	29,800	33,600	38,400	44,300	
4			10階建	車椅子用	6.8・6・LDK	23,200~23,700	26,800~27,400	30,600~31,400	34,500~35,400	39,400~40,400	45,500~46,700	
伊予地区	伊予	H3~H4	16	4階建	3DK	6・6・6・DK	16,800	19,300	22,100	25,000	28,500	32,900
			56	4階建	3DK	6・6・5.5・DK	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400
	伊予第2	H6~H7	28	3~4階建	3DK	6・6・6・DK	18,100	20,900	23,900	27,000	30,800	35,600

※ 鹿峰団地、森松団地2階建、新川団地は募集を停止しております。

城北・城西地区

県営住宅位置図



伊予地区切り図に続く

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものです。」
(承認番号 平23情復、第577号)
 この地図を許可なく複製することを禁じます。

(参考)

県営住宅入居申込案内状況

	団地名	建設年度	戸数	令和5年		令和6年	
				入居申込件数 (R5.3.6抽選)	入居案内件数 (R5.3.6～R6.3.4)	入居申込件数 (R6.3.5抽選)	入居案内件数 (R6.3.5～R6.12末日)
城北・城西地区	朝美団地	H18	60 (1)	39 (2)	3 (0)	36 (0)	1 (0)
	梅津寺団地	S45～S46	120	0	2	0	0
	潮見団地	S46～S48	210	3	6	5	11
	中須賀団地	S49～S52	260	2	4	2	2
城東地区	溝辺団地	S51～S54	386	0	1	0	1
	吟松団地	S58～S59	97	3	2	4	1
	三町団地	S62～S63	136	8	1	8	5
	久米団地	S60～S61	102	10	3	5	4
	天神梅本団地	H14	60 (1)	24 (1)	1 (0)	20 (0)	2 (0)
	牛淵団地	S44～S56	412	1	7	2	4
	牛淵団地 (新棟)	H11～H13	150 (3)	23 (1)	7 (0)	20 (0)	7 (1)
	牛淵団地 (特公賃)	H13	20	0	0	0	0
城南地区	和泉団地	H6～H7	108	21	3	15	5
	西石井団地	H3	60	30	2	26	2
	石井団地	S37～S39	120	1	3	3	2
	石井団地 (新棟)	H15	84 (1)	51 (2)	4 (0)	41 (0)	2 (0)
	森松団地	S47～S50	490	4	8	2	11
	砥部団地	S40～S43	192	3	4	1	2
	砥部団地 (新棟)	H22～H28	264 (4)	33 (2)	7 (0)	23 (1)	9 (0)
伊予地区	伊予団地 伊予第二 団地	H3～H7	100	3	0	2	3
合計	延べ人数		259 (8)	68(0)	215(1)		74(1)
	実人数		172 (4)		153 (1)		

★ ()内は車椅子用住宅

○入居資格を満たさない（入居できない）事例集

番号	想定される事例	備考
1	<p>（裁量世帯、子育て世帯） 同居人が入居申込時は未就学児童だったのに、入居案内時には小学校就学の始期に達したことにより、裁量世帯で無くなったため、入居案内時に収入基準において入居資格が無くなった。 （世帯全員の総所得月額が158,000円超214,000円以下の場合）</p>	
2	<p>（裁量世帯、高齢者世帯） 入居者が60歳以上の者の場合で、同居人が入居案内時に18歳以上になったことにより、裁量世帯で無くなったため、収入基準において入居資格が無くなった。 （世帯全員の総所得月額が158,000円超214,000円以下の場合）</p>	
3	<p>（裁量世帯全般、子育て、高齢者、障害者） 裁量階層となる対象の入居者又は同居者が、入居申込の後、入居案内時まで死亡してしまったこと等により裁量世帯から外れ、収入基準において入居資格が無くなった。 （世帯全員の総所得月額が158,000円超214,000円以下の場合）</p>	
4	<p>（収入増による入居資格要件外1） 入居申込時には、前々年の所得証明（市町村発行）により自主的に収入基準を確認した結果、収入基準を満たしていたが、入居案内時には前年度の所得証明が発行され、それにより認定した結果、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。 ※（前年の源泉徴収票を利用してください。）</p>	
5	<p>（収入増による入居資格要件外2） 入居案内時点で、同居者が増えて（Uターン等）、世帯全体の所得が増加したことにより収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。</p>	
6	<p>（控除額の減少による入居資格要件外1） 入居案内時に同居者が減ることにより（結婚等で別居）、扶養親族控除額が減少したために、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。</p>	
7	<p>（控除額の減少による入居資格要件外2） 入居案内時に同居者が高校を卒業して就職、想定年収が103万円（所得が38万円）以上となったため、特定扶養親族控除額を控除できなくなった結果、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。</p>	
8	<p>（控除額の減少による入居資格要件外3） 入居案内時に同居者が23歳になったため、特定扶養親族控除額を控除できなくなった結果、収入基準を満たさなくなり、入居資格が無くなった。</p>	

番号	想定される事例	備 考
9	<p>(単身入居資格要件外1)</p> <p>入居申込時には夫婦であったが、入居案内時には離婚して単身となり入居資格要件を満たさなくなった。(入居者が単身入居が可能な場合を除く)</p>	
10	<p>(単身入居資格要件外2)</p> <p>入居申込時には生活保護受給を受けていた単身者が入居案内時に受給を外れたため、入居資格要件から外れた。(生活保護受給以外の理由により単身入居が可能な場合を除く)</p>	
11	<p>(単身入居資格要件外3)</p> <p>入居申込時には婚約しており、3ヶ月以内に結婚する予定であったが、入居案内時には結婚していないので、入居資格要件を満たしていない。</p>	
12	<p>入居案内時現在、他の公営住宅に住んでいた事が判明したので、入居資格要件を満たしていない。</p>	
13	<p>入居案内時に、持ち家があることが判明したので、入居資格要件を満たしていない。</p>	
14	<p>入居案内時に、不自然な同居人がいることが判明したので、入居資格要件を満たしていない。(遠戚、他人)</p> <p>※単身入居可能者を除く。</p>	
15	<p>単身入居者で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められるので、入居資格要件を満たしていない。</p>	

◆参考事例:入居案内の順位◆

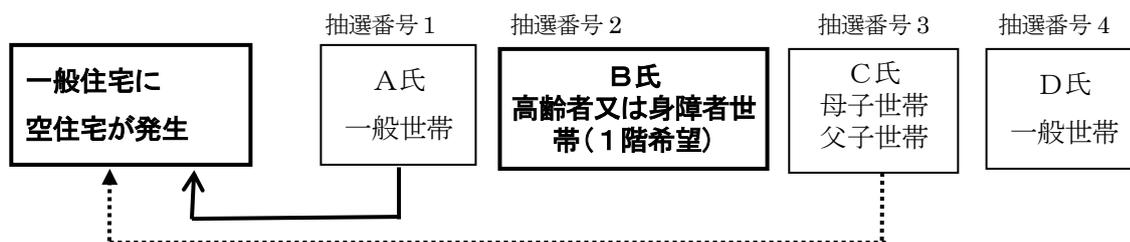
※ 順位の表し方

← 第1順位

←..... 第2順位 (第1順位の方が辞退した場合)

○ 一般住宅の入居案内

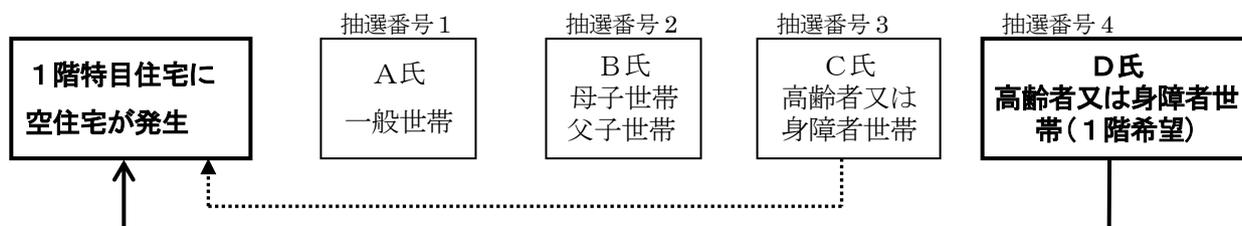
【特定目的住宅及び大家族向住宅以外に空住宅が発生した場合】



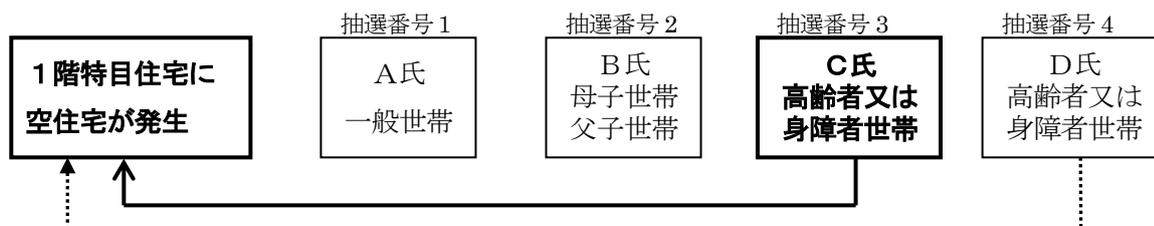
○ 特定目的住宅の入居案内

【1階住宅に空住宅が発生した場合】

ケース1-1…高齢者又は身障者世帯の1階希望者が申し込んでいる場合



ケース1-2…高齢者又は身障者世帯の1階希望者が申し込んでいない場合



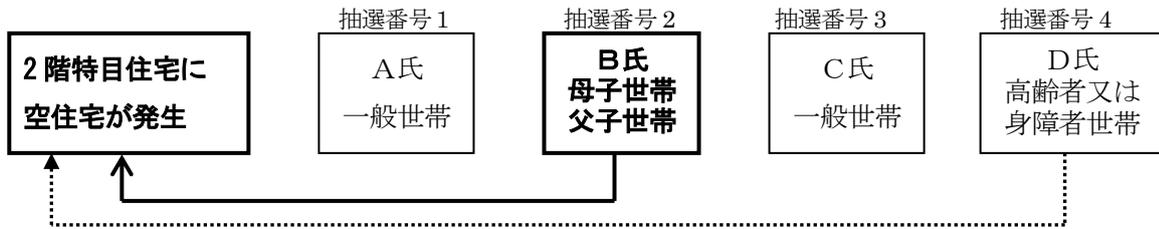
※ 順位の表し方

← 第1順位

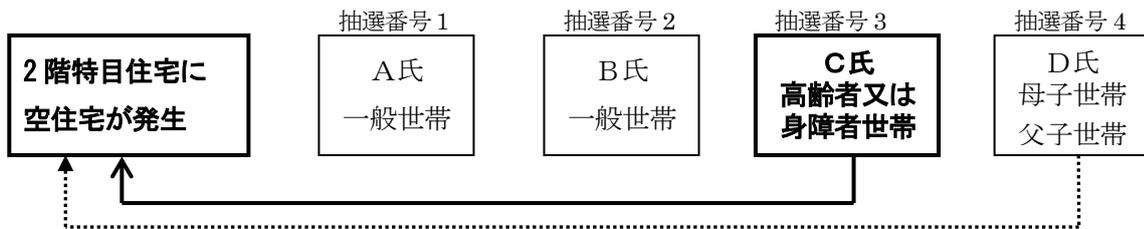
←..... 第2順位（第1順位の方が辞退した場合）

【1階以外の特目住宅に空住宅が発生した場合】

ケース 2-1



ケース 2-2



【多家族向住宅に空住宅が発生した場合】

ケース 3

